
令和6年 第1回（定例）由布市議会会議録（第7日）

令和6年3月18日（月曜日）

議事日程（第7号）

令和6年3月18日 午後1時30分開議

日程第1 請願・陳情について

日程第2 議案第5号 塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更について

日程第3 議案第6号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の廃止について

日程第4 議案第7号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について

日程第5 議案第8号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

日程第6 議案第9号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第7 議案第10号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について

日程第8 議案第11号 由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

日程第9 議案第12号 由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について

日程第10 議案第13号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

日程第11 議案第14号 由布市税条例の一部改正について

日程第12 議案第15号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について

日程第13 議案第16号 由布市介護保険条例の一部改正について

日程第14 議案第17号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

日程第15 議案第18号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

日程第16 議案第19号 由布市都市公園条例の一部改正について

日程第17 議案第20号 由布市水道事業給水条例の一部改正について

日程第18 議案第21号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について

- 日程第19 議案第22号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第20 議案第23号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第24号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第25号 市道路線（若杉3号線）の認定について
- 日程第23 議案第26号 市道路線（若杉4号線）の認定について
- 日程第24 議案第27号 市道路線（鹿倉線）の認定について
- 日程第25 議案第28号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第26 議案第29号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第27 議案第36号 令和6年度由布市一般会計予算
- 日程第28 議案第37号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第38号 令和6年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第39号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第40号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第32 議案第41号 令和6年度由布市水道事業会計予算

追加日程

- 日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書
- 日程第2 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 請願・陳情について
- 日程第2 議案第5号 塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第3 議案第6号 由布市立中学校通学費の補助に関する条例の廃止について
- 日程第4 議案第7号 由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第5 議案第8号 由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 日程第6 議案第9号 由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第7 議案第10号 由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第11号 由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

- 日程第9 議案第12号 由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第13号 由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第14号 由布市税条例の一部改正について
- 日程第12 議案第15号 由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について
- 日程第13 議案第16号 由布市介護保険条例の一部改正について
- 日程第14 議案第17号 由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
- 日程第15 議案第18号 由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について
- 日程第16 議案第19号 由布市都市公園条例の一部改正について
- 日程第17 議案第20号 由布市水道事業給水条例の一部改正について
- 日程第18 議案第21号 由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第19 議案第22号 由布市監査委員条例の一部改正について
- 日程第20 議案第23号 由布市消防手数料条例の一部改正について
- 日程第21 議案第24号 由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について
- 日程第22 議案第25号 市道路線（若杉3号線）の認定について
- 日程第23 議案第26号 市道路線（若杉4号線）の認定について
- 日程第24 議案第27号 市道路線（鹿倉線）の認定について
- 日程第25 議案第28号 大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第26 議案第29号 別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第27 議案第36号 令和6年度由布市一般会計予算
- 日程第28 議案第37号 令和6年度由布市国民健康保険特別会計予算
- 日程第29 議案第38号 令和6年度由布市介護保険特別会計予算
- 日程第30 議案第39号 令和6年度由布市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第31 議案第40号 令和6年度由布市農業集落排水事業特別会計予算

日程第32 議案第41号 令和6年度由布市水道事業会計予算

追加日程

日程第1 閉会中の継続審査・調査申出書

日程第2 議員派遣の件について

出席議員（16名）

2番 志賀 輝和君	3番 高田 龍也君
4番 坂本 光広君	5番 吉村 益則君
6番 田中 廣幸君	7番 加藤 裕三君
8番 平松恵美男君	9番 太田洋一郎君
10番 加藤 幸雄君	12番 長谷川建策君
13番 佐藤 郁夫君	14番 渕野けさ子君
15番 佐藤 人已君	16番 田中真理子君
17番 佐藤 孝昭君	18番 甲斐 裕一君

欠席議員（2名）

1番 首藤 善友君	11番 鷺野 弘一君
-----------	------------

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 馬見塚美由紀君	書記 松本 英美君
書記 中島 進君	書記 生野 洋平君

説明のため出席した者の職氏名

市長	相馬 尊重君	副市長	小石 英毅君
教育長	橋本 洋一君	総務課長	庄 忠義君
財政課長	大久保 暁君	総合政策課長	一法師良市君
会計管理者	佐藤 幸洋君	建設課長	三ヶ尻郁夫君
商工観光課長	古長 誠之君		
福祉事務所長兼福祉課長			武田 恭子君
挾間振興局長兼地域振興課長			小野嘉代子君

庄内振興局長兼地域振興課長 佐藤 俊吾君
湯布院振興局長兼地域振興課長 後藤 睦文君
教育次長兼教育総務課長 日野 正美君
消防長 大嶋 陽一君

午後 1 時 30 分開議

○議長（甲斐 裕一君） 皆さん、こんにちは。今期定例会も本日が最終日でございます。議員及び執行部各位には、連日の委員会審査等でお疲れのことと存じますが、最後までよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員数は 16 名です。鷲野弘一、首藤善友両議員より欠席届が出ています。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

執行部より、市長、副市長、教育長及び関係課長の出席を求めています。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程第 7 号より行います。

○議長（甲斐 裕一君） まず日程第 1、請願・陳情についてを議題とします。

本定例会において付託いたしました請願 2 件、陳情 1 件について、各常任委員長に審査の経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お疲れさまです。総務常任委員長の太田洋一郎です。

請願を審査いたしましたので、御報告申し上げます。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第 143 条第 1 項の規定により報告いたします。

日時、令和 6 年 3 月 6 日水曜日、請願審査、まとめ。

場所、本庁舎新館 3 階、第 1 委員会室。

出席者、太田洋一郎、坂本光広、甲斐裕一、鷲野弘一、平松恵美男、加藤裕三です。

担当課は、湯布院地域振興課になっております。

書記は、議会事務局。

受理番号 1。

件名、「陸上自衛隊湯布院駐屯地に新設される長射程ミサイル部隊」に関する請願書。

委員会の意見。

本請願は、陸上自衛隊湯布院駐屯地に新設される長射程ミサイル部隊に関して住民説明会を開

催するよう防衛省に求める請願である。

請願代表者から趣旨説明を聞き、また執行部の補足説明を受け、委員からは、今後の動向を見守る必要があるのではないかと意見が出された。

審査の結果、継続審査と決定。

審査の結果は継続審査。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 太田委員長、陳情の報告も。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 陳情審査の報告をさせていただきます。

陳情審査報告書。

本委員会に付託の陳情は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第143条第1項の規定により報告いたします。

日時、令和6年3月6日水曜日、審査及びまとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者及び担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局。

受理番号1。

「湯布院駐屯地長射程ミサイル連隊配備」に関する陳情書。

委員会の意見。

本陳情は、陸上自衛隊湯布院駐屯地に配備される長射程ミサイル連隊に関して住民説明会を開催するよう防衛省に求めるもの。

陳情代表者からの趣旨説明を聞き、また執行部の補足説明を受け、委員からは、今後の動向を見守る必要があるのではないかと意見が出された。

審査の結果、継続審査と決定した。

審査結果、継続審査。

以上でございます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 皆さん、こんにちは。産業建設常任委員長の田中廣幸です。

請願の審査報告を行います。

産業建設常任委員会委員長、田中廣幸。

請願審査報告書。

本委員会に付託の請願は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第

143条第1項の規定により報告します。

日時、令和6年3月12日火曜、請願審査。続いて13日水曜、請願審査、まとめ。

場所は、本庁舎新館3階、第3委員会室です。

出席者は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

審査の結果。

受理番号2、受理年月日、令和6年2月14日。

件名、「公平な官民境界確認を求める」に関する請願書。

本請願は、湯布院町の地元住民が使用している水路について、市が「水路は市道の一部」との見解を示したことに関し、公平な官民境界確認を求めるもの。

委員会での審査に当たり、請願紹介議員、請願者、担当課からの聞き取りを行った。

担当課から請願者へ説明を行っている状況は見向けられるが、境界確認に関しては専門的な用語や表現が多いため内容が伝わりにくいことも、十分な理解が得られていない原因の一つではないかと考えられる。

公平な官民境界確認を行うことは当然であり、その結果、請願者にとって受け入れられない場合も生じることも念頭に、説明を行う際には住民の意見にも耳を傾けながら、その対応を含め、丁寧な説明に努めていただくことが重要であるとの意見が出た。

慎重審査の結果、採択すべきと決定した。

審査結果、採択すべきと決定。

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、各常任委員長の報告は終わりました。

これより審議に入ります。

なお、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることをお願いしておきます。

また、請願受理番号1、「陸上自衛隊湯布院駐屯地に新設される長射程ミサイル部隊」に関する請願書、陳情受理番号1、「湯布院駐屯地長射程ミサイル連隊配備」に関する陳情書は、継続審査となっております。

それでは、請願受理番号2、「公平な官民境界確認を求める」に関する請願書を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤郁夫君。

○議員（13番 佐藤 郁夫君） 受理番号2、「公平な官民境界確認を求める」に関する請願書文の中で、担当課長名が記載されております。情報公開条例の取扱いではその名前も公表対象となっております。非常に重たいことなので、また個人の名誉を守ることとも議会の必要があろう、そういうことでありますので、審査の過程、経過を教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 先ほどの質問ではありますが、審査の中では確かに個人名が出ていたということで、一部の議員からも指摘がありましたが、それについては議題にはならず、審査の対象として、請願文書の中で採決を取りました。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） ないようでしたら、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより採決に入りますが、ここで高田龍也議員より退席したい旨の申し出を受けておりますので、許可します。

〔3番 高田 龍也君 退場〕

○議長（甲斐 裕一君） これより採決いたします。この請願に対する委員長報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員14名中起立8名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数と認めます。よって、令和6年受付受理番号2の請願は委員長報告のとおり採択されました。

それでは高田龍也君の入場を許可します。

〔3番 高田 龍也君 入場〕

○議長（甲斐 裕一君） 高田龍也君に報告します。賛成多数で採択と決定いたしました。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、日程第2、議案第5号、塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更についてから、日程第32、議案第41号、令和6年度由布市水道事業会計予算までの31件を一括議題とします。

付託しております各議案について、常任委員長及び特別委員長にそれぞれの議案審査に係る経過と結果について報告を求めます。

まず、総務常任委員長、太田洋一郎君。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） 総務常任委員長の太田洋一郎です。

委員会報告をさせていただきます。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第

110条の規定により報告いたします。

日時、令和6年3月6日水曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第1委員会室。

出席者及び担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局。

事件の番号、議案第5号。

件名、塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更について。

経過及び理由。

本議案は、塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画に公共的施設の整備計画及び辺地対策事業債の予定額等を追加するもの。塚原辺地に係る計画については、尾下線を追加し計画変更するもの。また、湯平辺地計画については、新たに温泉場幹線ほか5施設を追加し計画変更するもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第7号。

件名、由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、社会情勢の変化に応じた旅費制度の運用を図るため、包括旅行の規定を見直すとともに、県外出張における地域区分に適応した宿泊料及び日当の額に改定するため、所要の条例整備を行うもので令和6年4月1日から施行するもの。

具体的には、包括旅行の取扱いを廃止し、2つの地域区分を設定した上で額の改定を行うものとの説明を受けた。委員会としては、今後の社会情勢を見据えて見直しを行うなど引き続き柔軟に対応してほしいとの意見を付します。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第8号。

由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、議案第7号と同様の理由により、議員の費用弁償の旅費についても同様の改正をするもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第9号。

由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、市の財政状況を鑑み、市長、副市長及び教育長の給料を本年4月1日から翌年3月31日までの1年間、月額3%の減額措置を行うもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第10号。

件名、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、議案第9号と同様の理由により、職員の給料を本年4月1日から翌年3月31日までの1年間、一律1%の減額措置をするもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第11号。

件名、由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、常勤職員に準じて会計年度任用職員に対して新たに勤勉手当を支給することに伴い、関連条例の整備を行うもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第12号。

件名、由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、職員の勤務1時間当たりの給与額の算出方法について、労働基準法の規定に基づき改正するため、関係条例の整備を行うもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第13号。

由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律公布に伴い、所要の改正を行うもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第14号。

件名、由布市税条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、入湯税の税率及び課税免除の対象者の見直しに伴い、条例改正するもの。附則の入湯税の税率の特例については、令和6年10月1日から令和12年3月31日までの期間となっているため、目的に沿った有効活用をしていただきたい。委員会としては、入湯税だけでは市民に対し公平公正な課税とは言い難いため、新たな財源については、公平公正を期すよう目的税以外の調査検討を早急に行っていただきたいとの意見を付す。

審査の結果、賛成多数で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第22号。

件名、由布市監査委員条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い条例の改正を行うもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第23号。

由布市消防手数料条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令の公布に伴い、条例の改正を行うもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第24号。

由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、消防団員の報酬の改定及び支給方法を定めるため、条例の改正を行うもの。担当課

からは、財政状況が厳しい中ではあるが、消防団員の成り手が少ない現状も鑑みた処遇改善であるとの十分な説明を受けた。団員確保のため、今後も引き続き処遇改善を検討していただきたいとの意見が出た。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第28号。

大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、大分市の公の施設の一部を由布市の住民の利用に供させるもので、大分市荷揚複合公共施設を対象とするもの。

審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第29号。

別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに関する協議について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法第244条の3第2項の規定に基づき、別府市の公の施設の一部を由布市の住民の利用に供させることによるもので、別府市男女共同参画センターを対象とするもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上でございます。御可決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、教育民生常任委員長、田中真理子さん。

○教育民生常任委員長（田中真理子君） お疲れさまです。教育民生常任委員長、田中真理子です。

当委員会に付託されました案件について報告をいたします。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

記。

日時、令和6年3月12日火曜日、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第2委員会室。

出席者、私以下、副委員長、志賀輝和、委員、佐藤郁夫、委員、加藤幸雄、委員、吉村益則です。

担当課は、記載のとおりです。

書記は、議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査の結果、下記のとおり。

事件の番号、議案第6号。

件名、由布市立中学校通学費の補助に関する条例の廃止について。

経過及び理由。

本議案は、中学校の遠距離通学に係る現行の補助制度について、条例と条例施行規則により運用していたものの条例を廃止し、規則により一元管理することによるもので、新たに教育委員会規則に統一するものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第15号。

件名、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、条例の改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第16号。

件名、由布市介護保険条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、介護保険法施行令の一部を改正する政令の公布に伴い、令和6年度から令和8年度までの介護保険料を定めることにより、条例の改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第17号。

件名、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の公布等に伴い、条例の改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第18号。

件名、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行、及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布に伴い、条例の改正を行うものである。

慎重審査の結果、全員一致で原案を可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上です。よろしく御可決お願いします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、産業建設常任委員長、田中廣幸君。

○産業建設常任委員長（田中 廣幸君） 産業建設常任委員長の田中廣幸です。

委員会の審査報告を行います。

産業建設常任委員会委員長、田中廣幸。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したので、由布市議会会議規則第110条の規定により報告します。

日時、令和6年3月6日水曜、議案審査、まとめ。

場所、本庁舎新館3階、第3委員会室。

出席者は、委員長以下全員です。

担当課、都市景観推進課、水道課、建設課。

書記は、議会事務局です。

裏面を御覧ください。

審査結果。

事件の番号、議案第19号。

件名、由布市都市公園条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、都市計画法に定める開発により設置された公園に関して、挟間地域の公園2か所を由布市の都市公園として追加するもの。

委員会からは、都市公園の設備としては防災に関する配慮のあるものになることが望ましいとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 20 号。

件名、由布市水道事業給水条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、生活衛生関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の公布に伴い、条例中、厚生労働省令を国土交通省令に改めるもの。

委員からは、水道業者への周知や説明をしてほしいとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 21 号。

件名、由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正について。

経過及び理由。

本議案は、地方自治法の一部を改正する法律の公布に伴い、条ずれを起こす部分を修正するよう改正するもの。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 25 号。

市道路線（若杉 3 号線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、県道安心院湯布院線の旧道移管に伴い、市道として管理することによるもの。

起点、由布市湯布院町川上 288 番 61 地先。

終点、由布市湯布院町川上 288 番 25 地先。

延長が 220 メートルです。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第 26 号。

市道路線（若杉 4 号線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、県道安心院湯布院線の旧道移管に伴い、市道として管理することによるもの。

起点、由布市湯布院町川上 288 番 48 地先。

終点、由布市湯布院町川上 288 番 9 地先。

延長、１５８メートル。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

事件の番号、議案第２７号。

件名、市道路線（鹿倉線）の認定について。

経過及び理由。

本議案は、県道田野庄内線の旧道移管に伴い、市道として管理するもの。

起点、由布市庄内町野畑２２６番４地先。

終点、由布市庄内町野畑２１８番４地先。

延長、７６７．９メートル。

旧道移管に際しては、今後とも新旧管理者間や地元との密な協議に努めてほしいとの意見が出た。

慎重審査の結果、全員一致で原案可決すべきと決定した。

審査の結果、原案可決すべきと決定。

以上、報告します。審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 次に、予算特別委員長、佐藤孝昭君。

○予算特別委員長（佐藤 孝昭君） 予算特別委員会委員長、佐藤孝昭です。

予算特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、由布市議会会議規則第１１０条の規定により報告いたします。

日時、記載のとおりで、令和６年３月１４日、審査、まとめでございました。

場所、本庁舎、議場他。

出席者は、記載のとおりでございます。

担当課は、全課。

書記、議会事務局。

予算特別委員会の付託の事件名。

議案第３６号、令和６年度由布市一般会計予算。

議案第３７号、令和６年度由布市国民健康保険特別会計予算。

議案第３８号、令和６年度由布市介護保険特別会計予算。

議案第３９号、令和６年度由布市後期高齢者医療特別会計予算。

議案第４０号、令和６年度由布市農業集落排水事業特別会計予算。

議案第４１号、令和６年度由布市水道事業会計予算です。

委員会審査の経過及び結果です。

本委員会は、全議員で構成する予算特別委員会として、令和6年2月26日、27日、3月8日、11日、12日、13日、14日の7日間、委員会を開催し、付託された各議案について関係職員から詳細な説明を受け、82項目の質疑と関連質疑、さらに分科会を通して細部にわたって慎重な審査を行いました。その結果、議案第36号については賛成多数で、議案第37号から議案第41号の5件については全員一致で原案可決すべきと決定いたしました。

委員会の意見として、議案第36号、令和6年度由布市一般会計予算については、①2款総務費の次世代交通実験事業では、地域において効果的に公共交通として活用できるよう地域や団体と連携を取りながら実施し、2次交通の構築に向けてもより効果のあるものにしていただきたい。また、導入後、1年様子を見て効果がなければ、計画を変更することも視野に入れて事業を実施するようにしていただきたい。

②2款総務費の旧湯布院公民館跡地整備事業では、事業実施においてバス事業者との協議がしっくり整った上で実施すること、また、実施にあたっては市民に情報を開示しながら丁寧な説明を行っていただきたい。

③物価高騰緊急対策事業については、特定財源として十分に有効活用しながら、広く市民に行き渡る事業をすすめていただきたい。

④予算特別委員会を通じて質疑等で指摘のあった項目については、十分留意をしながら予算執行に努めること。

以上の4点を議会として意見を付します。

報告は、以上です。御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（甲斐 裕一君） 各委員長の報告は終わりました。

これより審議に入りますが、委員長報告に対する質疑については、審査の経過と結果に対する疑義にとどめることを再度お願いしておきます。

まず、日程第2、議案第5号、塚原辺地及び湯平辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第5号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第3、議案第6号、由布市立中学校通学費の補助に関する条例の廃止についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第6号を採決します。本議案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第7号、由布市職員等の旅費に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第7号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第8号、由布市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第8号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告の

とおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第9号、由布市長等の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第9号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第10号、由布市職員の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第10号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第11号、由布市会計年度任用職員の報酬等に関する条例及び由布市職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１１号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第９、議案第１２号、由布市職員の給与に関する条例及び由布市職員の高齢者部分休業に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１２号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１０、議案第１３号、由布市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑は終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論は終わります。

これより議案第１３号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１１、議案第１４号、由布市税条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑ありませんか。吉村益則君。

○議員（５番 吉村 益則君） 総務委員長にお伺いします。

この議案が賛成多数で可決ということになっております。反対意見、もしくは慎重論というも

のがあったというふうな気がいたしますが、その辺についてのどういう内容であったのか、また
どういう議論が行われたのか教えてください。

○議長（甲斐 裕一君） 総務常任委員長。

○総務常任委員長（太田洋一郎君） お答えいたします。

委員会の中で、否定的と言いますか、そういう意見が出たのは事実でございます。

例えば、新たな財源とあるが、入湯税というのは新たな財源ではないではないかと、しっかりと新たな財源を見つけると言いますか、決めるべきではないかという意見でありますとか、あと検討委員会の構成が偏りがあるのではないかと、特にその湯布院の方々が多く、そしてまた観光関係者というところで偏りがあるのではないかと。それよりも全市的に検討委員会のメンバー構成をしたほうがいいのではないかというようなことで、反対意見と言いますか、そういった意見が出ました。

今回、そういった意見に対して、入湯税では、市民に対し、公平公正な課税とは言い難いため、新たな財源については公平公正を期すよう目的税以外の調査を早急に行っていただきたいというふうな意見を付した次第であります。

○議長（甲斐 裕一君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立13名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第12、議案第15号、由布市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告

のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第13、議案第16号、由布市介護保険条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第14、議案第17号、由布市指定地域密着型サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これで議案第17号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第15、議案第18号、由布市指定地域密着型介護予防サービスの事業に係る申請者の要件並びに人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。

これより議案第１８号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１５名中起立１５名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１６、議案第１９号、由布市都市公園条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第１９号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１５名中起立１５名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１７、議案第２０号、由布市水道事業給水条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２０号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員１５名中起立１５名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１８、議案第２１号、由布市水道事業の設置に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２１号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第１９、議案第２２号、由布市監査委員条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２２号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２０、議案第２３号、由布市消防手数料条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２３号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２１、議案第２４号、由布市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２４号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２２、議案第２５号、市道路線（若杉３号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２５号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２３、議案第２６号、市道路線（若杉４号線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第２６号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第２４、議案第２７号、市道路線（鹿倉線）の認定についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第27号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第25、議案第28号、大分市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに
関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第28号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第26、議案第29号、別府市の公の施設を由布市の住民の利用に供させることに
関する協議についてを議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第29号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。再開は14時45分とします。

午後 2 時32分休憩

午後 2 時43分再開

○議長（甲斐 裕一君） では、再開します。

次に、日程第 2 7、議案第 3 6 号、令和 6 年度由布市一般会計予算を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。

これより議案第 3 6 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立13名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 8、議案第 3 7 号、令和 6 年度由布市国民健康保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第 3 7 号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第 2 9、議案第 3 8 号、令和 6 年度由布市介護保険特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３８号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３０、議案第３９号、令和６年度由布市後期高齢者医療特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第３９号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３１、議案第４０号、令和６年度由布市農業集落排水事業特別会計予算を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第４０号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

次に、日程第３２、議案第４１号、令和６年度由布市水道事業会計予算を議題として質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第41号を採決します。本案に対する委員長報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔議員15名中起立15名〕

○議長（甲斐 裕一君） 起立多数です。よって、本案は委員長報告のとおり可決されました。

ここで暫時休憩します。

午後2時49分休憩

.....

午後2時49分再開

○議長（甲斐 裕一君） 再開します。

お諮りします。ただいま各委員会から閉会中の継続審査・調査申出書が提出されております。ついては、この提出案件1件及び会議規則第166条の規定による議員派遣の件についての計2件を日程に追加し、追加日程第1及び追加日程第2として議題にいたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、この2件は追加日程第1及び追加日程第2として議題とすることに決定しました。

_____・_____・_____

追加日程第1. 閉会中の継続審査・調査申出書

○議長（甲斐 裕一君） まず、追加日程第1、閉会中の継続審査・調査申出書の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会の各委員長から、会議規則第111条の規定により、お手元に配付しておりますように閉会中の継続審査・調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定いたしました。

_____・_____・_____

追加日程第2. 議員派遣の件について

○議長（甲斐 裕一君） 次に、追加日程第2、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第166条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 裕一君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣の件については、お手元に配付しました内容で議員を派遣することに決定いたしました。

_____ . _____ . _____

○議長（甲斐 裕一君） 以上で、今期定例会に付議されました案件は全て終了いたしました。

会議を閉じます。これで令和6年第1回由布市議会定例会を閉会します。御苦労さまでした。

午後2時51分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員